

中小事業者向けの一時支援金、8日から申請受け付け

公開日時：2021/03/02 09:09／属性：／地域：ラジオ局／重要度：○／連絡事項：

政府はきのう（1日）、
新型コロナウイルスによる

緊急事態宣言の再発令で

売上高が半減以下となった

中小事業者向けの

一時支援金について、

8日から申請を受け付けると

発表しました。

支給額は、法人が最大で60万円、

個人事業主が最大で30万円で、

5月31日まで

申請を受け付けます。

対象となる事業者の地域や業種は

限定しませんが、

時間短縮の営業で

協力が金が支払われる飲食店は

対象外となります。

対象には、宣言があった

11都府県の飲食店と取引する

食材や器具・設備の

卸業者のほか、

農家や漁業者も含まれます。

旅館やタクシー業などの

観光事業者や、映画館、

日中のみ営業している飲食店も

申請できるということです。

申請するには、

インターネットの専用サイトで

登録したうえで、

地元の商工会議所や

取引先の地方銀行などの

指定機関から、

対象となる事業者であるとの

認定を受ける必要があります。

確定申告書類などを提出し、

宣言地域の飲食店との

取引実績を示す書類などを

用意する必要が

あるということです。

止め